

×疑義照会をした時には、備考欄に内容を記載しないといけない。

○保険診療を院外処方せんにおいて

処方変更と疑義照会の内容は

処方欄又は備考欄に記載しなければならない。

(全ての処方箋)

[薬剤師法 | e-Gov 法令検索](#)

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

第二十六条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日[その他厚生労働省令で定める事項](#)を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

[薬剤師法施行規則 | e-Gov 法令検索](#)

第十五条 [法第二十六条の規定](#)により処方箋に記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 二 [法第二十三条第二項の規定](#)により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 三 [法第二十四条の規定](#)により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答の内容

(保険診療における院外処方箋)

[001377137.pdf](#)

第5 処方箋の記載上の注意事項

10 その他

薬剤師は、調剤したときは、その処方箋に以下の事項を記載すること。

(1) 「調剤済年月日」欄について

処方箋が調剤済となった場合の年月日を記載すること。その調剤によって、当該処方箋が調剤済とならなかった場合は、調剤年月日及び調剤量を処方箋に記載すること。

(2) 「保険薬局の所在地及び名称」欄について

保険薬局指定申請の際等に地方厚生（支）局長に届け出た所在地及び名称を記載すること。

(3) 「保険薬剤師氏名 ○印」欄について

調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印すること。

(4) その他次の事項を「備考」欄又は「処方」欄に記入すること。

ア 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容

イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容

(5) 分割指示に係る処方箋に基づき調剤した場合は、別紙の「受付保険薬局情報」欄に保険薬局の所在地、名称、保険薬剤師氏名及び調剤年月日を記入すること。別紙の余白を用いて調剤量等の必要な情報を記載するのは差し支えないこと。

(6) 「処方」欄の「リフィル可」欄に「✓」が記載されている処方箋（以下「リフィル処方箋」という。）に基づき調剤した場合は、「調剤実施回数」欄に調剤回数に応じて、該当するチェック欄に「✓」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。

(7) 保険薬局においてリフィル処方箋による調剤を行い、当該薬局において調剤済みとならない場合は、リフィル処方箋に薬剤師法（昭和35年法律第146号）第26条に規定する事項及び次回調剤予定日等の必要な事項を記入し、当該リフィル処方箋の写しを調剤録と共に保管すること。

薬剤師が処方箋に記載するもの

全ての処方箋（薬剤師法）	保険診療における院外処方箋 （診療報酬請求書等の記載要領等について）
○処方箋 調剤済みの旨	○「調剤済年月日」欄 処方箋が調剤済となった場合の年月日を記載する
○処方箋 調剤年月日	○処方箋 調剤年月日（調剤済みとならなかった場合）
○処方箋 調剤量（調剤済みとならなかった場合）	○処方箋 調剤量（調剤済みとならなかった場合）
○処方箋 調剤した薬局名称及び所在地	○「保険薬局の所在地及び名称」欄 保険薬局指定申請の際等に地方厚生（支）局長に 届け出た所在地及び名称
○処方箋 薬剤師の記名押印又は薬剤師が署名	○保険薬剤師氏名 印」欄 調剤を行った保険薬剤師が署名又は保険薬剤師の 姓名を記載し押印
○処方箋 法第二十三条第二項の規定により医師、歯科医師 又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬 品を変更して調剤した場合には、その変更の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て 処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場 合には、その変更内容
○処方箋 法第二十四条の規定により医師、歯科医師又は獣 医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答 の内容	○「備考」欄又は「処方」欄 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回 答の内容

○：記載する場所

* 疑義照会等の記載場所

- ・ 全ての処方箋：処方箋のどこでも良い
- ・ 保険診療における院外処方箋：「備考」欄又は「処方」欄

[医師法施行規則 | e-Gov 法令検索](#)

第二十一条 医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、**発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所**を記載し、**記名押印又は署名**しなければならない。

*歯科医師法施行規則（略）

[院内処方箋・麻薬処方箋 シンリョウネットショップ](#)

* 処方箋に備考欄を設ける義務はない。

* 存在しないかもしれない場所に記載すべきはおかしい。

* 備考欄が存在する保険診療における院外処方箋の場合は、「備考」欄又は「処方」欄である。

参考資料

[・新医薬制度の実施について\(昭和31年03月13日薬発第94号\)](#)

5 院内処方について

病院又は診療所で診療中の患者に対し、その病院又は診療所の調剤所で薬剤師が調剤を行う場合であって患者又はその看護に当る者に処方せんを交付しない場合においては、その処方せんには医師法施行規則第二十一条又は歯科医師法第二十条に規定する記載事項をすべて網羅する必要はないが、患者の氏名、年齢、薬名分量、用法、用量及び医師の氏名を記載した文書を当該薬剤師に交付するよう指導されたいこと。

○勘違いしている要因

[001377137.pdf](#)

①備考欄の説明（1）の「保険薬局」を主語だと勘違いしている。

実際は、主語は省略されている。「処方医は」とか「保健医療機関は」等が省略されている。

第5 処方箋の記載上の注意事項

8 「備考」欄について

（1）保険薬局が調剤を行うに当たって留意すべき事項等を記載すること。

②調剤報酬明細書の「摘要」欄と「処方」欄の関係と混同している。

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

（27）「摘要」欄について

ウ 「摘要」欄に記載しきれない場合においては、「処方」欄下部の余白部分に必要事項を記載しても差し支えないこと。

③保険薬局 Q&A に、なるべく処方欄に記載すべきではないという書き方をしている。

令和6年版保険薬局 Q&A

Q77

～積極的に「処方」欄に記入することを求めているわけではありません。～

（追加）

疑義照会（薬剤師法24条）と処方変更（薬剤師法23条の2）は別物です。一緒にしないでください。

* 日薬も厚労省も混同しています。